

知的財産契約のロイヤリティに関する改善



ルイ・ロズエ (Louis Lozouet)
Global IP Brazil パートナー
ブラジル弁護士・フランス弁護士

ブラジルは税法と外国為替規制に関して重要な進展を遂げ、知的財産契約から生じるロイヤリティの海外送金プロセス及びロイヤリティ支払いの損金算入における大きな改善をおこないました。本稿では、この2点に着目して解説します。

1. 新移転価格税制

ブラジルは最近、新しい移転価格（TP）の法的枠組みを制定しました。2023年6月15日にブラジル連邦官報に掲載された2023年6月14日付法律第14596号は、経済協力開発機構（OECD）のガイドラインに沿った移転価格の枠組みをブラジルで確立するものです。

ブラジル大統領によって承認された新法の条文は、下院および連邦上院によって承認されたものと同じです（すなわち、2022年12月28日に公表された暫定措置第1552号は、2023年の転換法案第8号によって新法となりました）。

新しい移転価格の法的枠組みは、ブラジルをグローバル・バリューチェーンに統合し、二重課税と二重非課税のシナリオを緩和することを目的としています。

ブラジルの移転価格税制の改正は、要約して説明すると以下ようになります。

- 管理された取引について独立企業間原則を採用し、関連当事者の定義を拡大することで、関連当事者間の契約条件交渉の自由度を高める。
- 新しい移転価格文書化規則を適用するための機能的分析（機能、資産、リスク）と経済的分析を導入し、比較可能性分析の概念を導入する（例えば、比較可能な非管理価格（CUP）手法の適用）。
- 商品、無形資産、金融取引、企業間事業再編を扱うクロスボーダー取引に関する現代的な国際税務アプローチを導入する。

知的財産と技術の移転取引から生じるロイヤリティに関しては、新しい移転価格モデルによってもたらされる大きな変化に注目すべきです。

- 無形ロイヤリティ取引の概念と技術的側面を新しい移転価格モデルの範囲に含める。
- 無形資産は通常、評価が困難な資産とみなされるため、各当事者のリスクと役割についてのより個別化された分析に依存することになる。
- 無形資産の法的所有権は、ロイヤリティの権利を決定するための補助的要素にすぎない。したがって、企業が無形資産の経済的所有権を有するかどうかを判断するための、いわゆる「DEMPE機能」（すなわち、開発、強化、維持、保護及び利用の機能）の実行が関連すると考えられる。
- 無形資産の保有者、または単に資産の資金調達に責任を負うその他の当事者の報酬は、リスク・フリー金利に基づいて決定される金額、または想定されるリスク調整後の金利を超えないものとする。

新移転価格モデルがロイヤリティの損金算入に与える影響は以下の通りです。

- ロイヤリティの損金算入（および関連当事者間の海外におけるロイヤリティの送金）は、独立企業間原則に関連するリスクと機能の分析の対象となる。
- 比較可能な非管理価格（CUP）手法は、独立企業間原則に従って控除額を分析するための主な方法である。
- 税控除目的でブラジル特許商標庁（BRPTO）に契約を登録する必要性が撤廃された。
- 商標、特許、技術支援などを使用して製造または販売された製品の総収入の5%という、ブラジルの税制枠組みで従来有効であった損金算入限度額が撤廃された。この点に関して、旧来のブラジル税法によれば、契約当事者は1958年12月30日付の第436/58号条例で定められた税額控除限度額を尊重する責任がある。例えば、申請内容にもよるが、ライセンス供与された技術の利用によって生じた収益の1%から5%を控除することが可能である。印税の海外送金についても同様のルールが適用される。以前はこの制限に意義があったかもしれないが、現在は外国人投資家にとってブラジルの魅力を低下させる一因となっていた。

この新移転価格モデルは施行され、2024年1月1日からすべての納税者に対して義務化されました。

ブラジル連邦歳入庁（RFB）は、新たな移転価格税制に関する指針を提供する目的で、規範的指針を作成し公表するための公聴会を開催しました。規範的指針の最終版は、2025年第3四半期に公表される予定です。

2. 外国為替に関する新しい法的枠組み

上の移転価格に関する新法の公布に加え、2021年12月30日にブラジル連邦官報に公布された2021年12月29日付法律第14286号も特筆に値します。この法律は、ブラジルの外国為替規制を簡素化・近代化することを目的としており、特にブラジル国外のブラジル資本およびブラジル国内の外国資本が関与する業務に関連しています。

この新法は中央銀行のイノベーション・アジェンダの一環であり、2022年12月30日に施行されました。これにより、知的財産契約から生じるロイヤリティの海外送金に関する条件や制限の一部に重要な変更が加えられ、以下の点において2つの大きな変化があります。

まず、知的財産関連契約の登録手続きです。従来、知的財産契約（技術移転契約や特許・商標ライセンス契約など）は、ブラジル特許商標庁（BRPTO）に登録されることで以下の効力を生じさせます。

- 第三者を拘束する。
- 印税の海外送金を許可する。
- ロイヤリティとして支払われた金額の税控除を認める。

言い換えれば、このような契約に対するBRPTOの承認は、中央銀行の登録（海外送金を可能にする）だけでなく、ライセンシーが支出額を許容経費として分類するためにも不可欠でした。

2021年12月29日付法律第14286号はこの要件を変更し、ロイヤリティを科学的、行政的、技術的援助の形で海外に送金する場合は、所得税の納税証明のみが必要となることを定めています。BRPTOと中央銀行の両方で契約を登録する必要がなくなりました。さらに、ブラジルの特許や商標の有効性を証明する書類や、中央銀行でロイヤリティを確実に送金するために不可欠と考えられているその他の書類、および会社登記を提出する必要がなくなりました。所得税の納税証明のみが必要となります。

ロイヤリティの海外送金は登録の有無にかかわらず可能ですが、2021年12月29日付法律第14286号は、税額控除を目的としたBRPTOでの知的財産契約の登録義務を撤廃するものではありません。とはいえ、前述の新しい移転価格モデルでは、税控除目的でBRPTOに契約を登録する必要はありません。

次に、この法律は、1958年12月30日付436/58号令で定められた国外に送金されるロイヤリティの限度額を変更するものです。実際、法律14286は、同じ経済グループの会社（子会社が親会社に支払う場合、またはブラジル企業の資本の過半数を保有する会社に支払う場合）が関与する取引であっても、ロイヤリティの海外送金の制限を撤廃しています。したがって中央銀行は、ライセンス供与された技術の利用によって生じた収益の5%にロイヤリティの支払いを制限することはできなくなりました。前述したように、新しい移転価格モデルでは、ロイヤリティ支払額税額控除の制限が撤廃されました。

上記のすべての変更は、知的財産契約から発生するロイヤリティに関するブラジルの税法が大幅に改善されたことを意味し、特にブラジルがOECDに加盟する過程にあることを考慮すると、この改正は重要な意味を持ちます。

これらのマイルストーンは、ブラジルで事業を展開する多国籍企業の事業モデル全体に影響を

与えるため、知的財産取引から生じる税務問題やロイヤリティ支払いにとどまりません。

従って、このようなシナリオの中で、ブラジルに進出しているすべての多国籍企業にとって、これらの新しい法律が自社のビジネスに与える影響と、それに対応する方法を見極めることは極めて重要となります。

著者紹介

ルイ・ロズエ (Louis Lozouet)

ブラジル弁護士、フランス弁護士

Global IP Brazil パートナー

ロズエは、国際的なクライアントに対する10年以上の法務経験を有するGlobal IP Brazilのパートナーです。

ブラジルの大手特許訴訟事務所のクライアントの通信 (標準必須特許)、製薬、医療技術に関する特許訴訟の経験があります。ポルトガル語とスペイン語圏最大の IP グループでの事業開発ディレクターを務めた際には、ブラジル企業および外国企業のブラジル子会社の IP ポートフォリオの開発を支援しました。知的財産戦略、管理コンサルティングおよび特許ライセンスの専門家でもあります。

余暇では、スポーツ (テニスとゴルフ)、読書、映画鑑賞、息子と遊ぶことを楽しんでいます。

【参考】 www.gip-brazil.com.br



翻訳者

宮川良夫 (みやがわよしお)

United GIPs代表

日本弁理士、米国パテントエージェント

【参考】 www.unitedgips.com

